

〈特集 ドメスティックバイオレンス対応と地域の役割 - 専門家・専門機関とともに - 〉

はじめに 本特集のテーマと今後の課題

井上 匡子

(第8プロジェクト研究会)

本特集はコミュニティ政策研究所第8プロジェクト研究会「コミュニティと司法の役割 -正義へのアクセス: Access To Justice: Roles and Functions of Judiciary in Community」における共同研究の成果の一部である。

本プロジェクトは、司法とコミュニティとの相互の関係、すなわち第一に司法・裁判所がコミュニティにおいて果たすべき役割・機能、第二にコミュニティの側が司法に関して果たすべき機能・役割を検討することを目的としている。日本人の大部分にとって、司法や裁判所は近寄りたくなく、できれば一生関わりたくない存在であろう。しかし、異なる背景を持つ人々が共生する現代のコミュニティにおいては、司法が果たす役割は、紛争処理の手段としてはもちろんのこと、社会規範へ与える影響という点でも、重要性を増している。同時に、多層的で多元的な社会を前提として、各コミュニティがもつ独自の規範を、これまでと違った形で、法制度への取り入れることが求められている。

現在、「市民に開かれた司法制度」を目指して進められている司法制度改革により、

裁判制度・司法制度は大きく変化している。コミュニティによる裁判を目指した「裁判員」制度、司法へのアクセス障害の解消を目指した司法ネットの構築などの導入が予定されている。これら新しい制度の多くは、コミュニティの観点からも大きな意味を持っているが、実践的にも、理論的にも検討すべき課題も多々残されている。

本研究プロジェクトは、以上のような問題関心から三年前に出発し、一年目は主に理論研究を中心に共同研究を行った。その中から、具体的な問題領域を限定して、応用的な研究をあわせて行う必要があるとの認識を持つに至った。2年目・3年目は、ドメスティックバイオレンス(以下DVと略記)に焦点を絞り、共同研究を行った。これは、DVが新しい法律ができ、司法の問題解決への関わりが、深くしかも迅速に求められている分野であり、また司法に保護命令の発令を通じて、これまでの権利侵害に関する事後的な役割から、被害者の安全確保という予防的な役割へと、これまでにない機能が期待されているからである。

また、DVは親密圏での暴力であり、生活の場での人権侵害であり、その解決には、

地域の果たす役割が大きい。さらにそこには、民間のサポーターグループと行政との協働はもちろんのこと、医療関係・法曹・ソーシャルワーカー・カウンセラーなど多種の専門家の多面的な関与と協働が必要とされている。

従って、DVに対象を絞ることにより、論点として、専門家と非専門家との連携、また当事者の自己決定・生活再建における専門家やコミュニティの役割のあり方が浮かび上がってきた。また、具体的なケースの検討を通して司法や法曹の役割を考える際にも、法曹以外の様々な領域の専門家が異なった立場から、あるいは被害当事者が置かれている問題状況を全体として捉え直す必要があることが痛感された。

そのような問題意識の下に本プロジェクトは、DV対応において、重要な一翼を担うことが期待されている医療関係者の役割につき、検討することを目的として、2003年11月29日、愛知学泉大学コミュニティ政策研究所・第10回シンポジウム「DV被害当事者支援における医療の役割—地域の中で何ができるか—」を開催した。シンポジウムでは、一般市民の方、医療関係者、サポートグループの方、行政の担当者など120名を超す参加者を得、熱心な議論を行うことが出来た。DV対応に関する関心の高さを改めて痛感させられた。成果の一部は本特集の中に活かされている。また、シンポジウムは、東海地区でDVなど女性の人権侵害に関する活動をしている特定非営利活

動法人 フェミニストサポートセンター・東海との共催で行われた。

さて本特集では、まず佐藤論文は、シンポジウムの大きなテーマであった医療機関の役割につき、大学病院でDVや児童虐待など親密圏の暴力の問題への先進的な取り組みを具体的に紹介している。次にやや視角を変えて、前田論文は、地域の中で診療にあたる開業助産士の立場から、いかにしてDVと遭遇し対応するのかを具体的に論じている。さらに、田端論文は、行政の側にシフトした取り組みとして、愛知県大府市の試みを紹介するとともに、併せてDV対応における多様な専門家のかかわりと、それを束ねるキーパーソンの役割についても論じている。

これら三論文からは、DVあるいは児童虐待といった親密圏・生活の場でおこる暴力が、専門家へ直接に、あるいは民間サポートグループや他の専門家を介して間接的に認知される道筋を確保することの重要性と、難しさが浮き彫りになっている。それと同時に、困難を埋めるべく「地域」が果たす役割が、照射されている。

続く可児論文では、東海地域でのDV対応の豊富なご経験をもとに、保護命令制度の運用に関する諸問題と裁判所の新しい役割について論じている保護命令。最後に、井上論文では、DVを親密圏の暴力として位置づけることにより、社会全体の中での司法の位置づけをやや理論的側面から論じている。

これら二論文では、保護命令やDV防止法など制度の検討を通じて、日本の司法が果たすべき新しい機能と、そこにおける当事者自身の役割またそれを支えるサポートの大切さが照射されている。

本プロジェクトは、DV対応に関する具体的な検討の成果を元に、今後は発足当初の対象であった司法へのアクセス障害の問題にとり組むつもりである。DV対応に関して、積み残した課題も多いが、それらを包含する形で、共同研究体制を整えていきたい。